



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年5月24日(火) 第10003号

目次

	ページ
告 示	
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部改正(道路管理課)	2
正 誤	
○令和4年3月18日付け公告(開発工事の完了)(建築課)	2

■ 告 示

◎群馬県告示第152号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示（平成18年群馬県告示第245号）の一部を次のように改正し、令和4年6月1日から施行する。

令和4年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

1の表県道足門前橋線の項に次のように加える。

高崎市引間町字諏訪西748番の1地先から同市塚田町字中原221番の1地先まで

1の表県道丸山葉鹿線の項中「丸山町1452番地先」を「吉沢町1550番地先」に改める。

1の表県道妻沼小島太田線の項の次に次のように加える。

県道新田上江田尾島線 太田市下田島町1042番地先から同市同451番の1地先まで

1の表県道太田桐生線の項中「105番の5地先」を「1484番地先」に改める。

2中「令和3年4月1日」を「令和4年6月1日」に改める。

■ 正 誤

令和4年3月18日付け公告（開発工事の完了）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9985号	6	21～ 31	（第1工区：邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1299-2の一部、1305-3、1306-1、1306-2、1307-1、1307-2、1308-1、1308-2、1309-1、1309-2、1309-3、1310-1、1310-2、1311-1、1311-2、1312-1、1312-2、1313-1、1313-2、1314-1、1314-2、1315-1、1315-2、1316-2、1316-4、1317-2、1317-4、1318-1、1318-2の一部、1319-1、1322-1）	（第1工区：邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1299-2の一部、1305-2の一部、1305-3、1306-1、1306-2、1307-1、1307-2、1308-1、1308-2、1309-1、1309-2、1309-3、1310-1、1310-2、1311-1、1311-2、1312-1、1312-2、1313-1、1313-2、1314-1、1314-2、1315-1、1315-2、1316-2、1316-4、1317-2、1317-4、1318-1、1318-2の一部、1319-1、1322-1）

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111